

生活保護開始及び受給に当っての誓約書

私の世帯は、生活保護の開始時及び受給中、担当職員から説明のあった次の1から7の義務を守って、一日も早く自立できるよう努力することを誓約します。

また、伊豆の国市福祉事務所長からの指導又は指示に従わない場合、保護の変更、停止又は廃止をされても異議ないことを誓約します。

- 1 常に能力に応じて勤労に励み、支出の節約を図り、その他生活の維持、向上に努めること。
- 2 収入、支出その他生計の状況について変動があったとき、又は居住地若しくは世帯の構成・扶養義務者の状況に異動があったときは、すみやかに伊豆の国市福祉事務所長にその旨を届け出ること。
- 3 伊豆の国市福祉事務所長から生活の維持、向上その他保護の目的達成に必要な指導又は指示を受けた場合は、これに従うこと。
- 4 急迫の場合等において、資力があるにもかかわらず保護を受けたときは、すみやかにその受けた保護金品に相当する金額の範囲内において伊豆の国市福祉事務所長の定める額を返還すること。
- 5 医療機関で治療を受ける場合、治癒、中止、転医等の場合、すみやかに伊豆の国市福祉事務所長にその旨を届け出ること。
- 6 自動車(バイクを含む)の保有及び使用は原則認められていないことを理解し、保有及び使用の必要があるときには、事前に伊豆の国市福祉事務所長にその旨を届け出たうえ、承認を得ること。
- 7 金融機関及び個人からの借入れは認められていないことを理解し、借入れの必要があるときには、伊豆の国市福祉事務所長に届け出ること。

令和 年 月 日

住 所

氏 名

⑨

伊豆の国市福祉事務所長 様

※同誓約書は、原本を伊豆の国市福祉事務所が、写しを生活保護申請者が、それぞれ保管するものとする。